

# 茨城労連日々通信 NO.44

2022年11月21日発行



## 大森裁判・6時間を越える証人尋問!!

郵政パワハラ大森事件の裁判が11月18日（金）10時から始まり、17時に終了しました。まず、最初に原告に対する主尋問と反対尋問がそれぞれ90分づつあり、被告側の証人尋問が主尋問15分、反対尋問20分、計35分ありました。

合計180分の尋問に対して、原告の大森さんは大きな声で自分が受けたパワハラの実情を語り尽くしました。反対尋問でも、被告弁護士の厳しい追及にひるむことも戸惑うこともありませんでした。逆に、被告側弁護士の声小さいことに対して、「聞こえないの大きな声をお願いします」と何回か力強く主張しました。

被告側証人は、東京と茨城地域センター時代の上司や同僚でしたが、3人とも他の社員のパワハライジメは見たことがない、自分もパワハラをしたことはないと主張しました。また、一人の上司は「ムースは髪を整えるため貸したことはあるが、塗りたくったなどということはない」と主張し、別の証人は「同僚の暴力事件を調査して調査書を作ったが、大森さんから同意を得られず、そのまま調査書を会社に提出した」と言うだけで、何故暴力を振るったのか大森さんが同意がしないのは何故か等を明ら

かにしていません。不十分な調査であるにもかかわらず、加害者の同僚は不起訴で、会社の処分もありませんでした。

### パワハラ立証責任は被害者

7時間を越える裁判を傍聴して分かったことは、パワハラ立証責任が被害者にあるということです。具体的な証拠を挙げて立証できないことがはっきりすると、被告側の証人や弁護士は「パワハラはなかった」と強く主張します。

つまり、録音や写真、動画などでの記録がないとパワハラがあったと主張しても相手側のなかったという主張を覆すことは難しくなります。大森さんのパワハラがあった10年前は今ほどスマホの機能も充実していなかったし、証拠を作り出す意志も力もなかったため、唯一大森さんができたのは日記に被害を書くことだけでした。

それでも、大森さんが10年近く書き続けた日記は裁判では非常に有効な証拠となりました。まさに、パワハラ解決には記録が非常に重要になります。

なお、次回の大森裁判は最終意見陳述書の提出になり、2月3日（金）に行われます。

パワハラは証拠が重要。

録音、写真、動画を残そう。

パワハラ立証責任は被害者。

茨城県労働組合総連合（茨城労連）

Tel 029-219-1031

mail ibaro@mc.ejnet.ne.jp